

会則

西八商栄会

制定
改訂

昭和四十三年四月一日
平成十年四月一日

印刷・発行 令和三年四月一日

西八商栄会会則

第一章 総則

(名称) 第一条

本会は西八商栄会と称す、以下「本会」と称する。

(事業範囲) 第二条

本会は西八商栄会に加盟する会員の地域を主とする。

(事務所) 第三条

本会の事務所を会長宅に置く。

第二章 目的及び事業

(目的) 第四条

本会は会員相互扶助の精神に基づき会員のために必要な協同事業を行い、以て会員の自主的な経済活動を促進しその経済的地位の向上を図り、地域住民の消費生活の安定に寄与する事を目的とする。

(事業) 第五条

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 一、会員相互の親睦、連帯強化、発展向上に関する事業。
- 二、商品知識、商業意識の普及に関する事業。
- 三、地域発展に関する事項。
- 四、組合化に関する事項。
- 五、その他本会の目的達成に必要な事項。

第三章 会員

(会員) 第六条

本会の会員は西八地域において商業(業務)を営んでいる店主(店主の代理責任者を含む)をもって会員とする。

(会費) 第七条

本会の会員は総会において定められた会費を納付しなければならない。

(入会) 第八条

会員になろうとする店主は入会申込書と共に会長に申し出る、職種は問わない。

(退会) 第九条

会員が退会しようとするときは会長に届出る、ただし退会する会員の既納の会費その他拠出金品は返還しない。

第四章 役員

(役員構成) 第十条

本会に次の役員を置く。

会長	一名
副会長	若干名
幹事長	一名
副幹事長	一名
事務局長	一名
補佐	若干名
会計長	一名
補佐	若干名
幹事	十三名〜十五名

その他役員会において必要と認められた役職及び若干名の役員の増員を認めるものとする。

(職務) 第十一条

会長は本会を代表し、会務を統括する。

二、副会長は会長を補佐し会務を遂行する。

三、副会長は会長に事故ある時は会長の職務を代行する。

四、幹事長は会長、副会長を補佐し会務を遂行する。

五、その他定められた役職幹事はその任を執行する。

(選出) 第十二条

次期会長は役員会が推薦し総会の承認を受ける。

二、副会長、幹事長は会長の指名とする。

三、幹事は地区会員のうちから推薦とする。

四、役員欠員を生じた時は速やかに補充しなければならない。

(任期) 第十三条

役員は二年とする、ただし補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

二、役員再任は妨げない。

三、役員に支障ある時は役員会において適切な処置を取る。

(顧問・相談役) 第十四条 本会に顧問、相談役を置くことが出来る。

二、相談役は本会の会長歴任者及び役員会で推薦した者とする。

三、会長が必要に応じ学識経験者等顧問にすることが出来る。

四、相談役は会長の諮問に応じ意見を述べる事ができる。

第五章 会議

(種別) 第十五条 会議を分けて総会、役員会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(構成) 第十六条 総会は会員をもって、役員会は役員をもって構成する。

(権能) 第十七条 総会は次の事項を決議する。

一、会長の承認

二、事業の決定

三、事業報告の承認

四、会計報告の承認

五、その他会運営に必要な事項

(召集) 第十八条 通常総会は毎年四月とし、臨時総会は役員会が必要と決議し会長が召集する。

(議長) 第十九条 総会における議長は会員より選任する。

二、役員会の議長は会長とする。

(定足数) 第二十条 総会は会員の二分の一以上の出席者(委任状含)をもって開会することができ、その決議は出席者の過半数を必要とする。

二、議事録は事務局において記録する。

第六章 資産及び会計

(資産の構成) 第二十一条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

一、会費

二、寄付金

三、事業に伴う収入、購入した資産

四、資産から生ずる収入

五、その他

(資産の管理) 第二十二條 本会の資産は会長が管理し、その管理運用方法は役員会の承認を受けるものとする。

(経費の支弁) 第二十三條 本会の経費は資産をもって支弁する。

(予算) 第二十四條 本会の予算は年度開始の総会において承認を得る。

(決算) 第二十五條 本会の決算は年度開始の総会において会計監査のうえ総会の承認を受けなければならぬ。

(会計年度) 第二十六條 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終わる。

第七章 慶弔規定 第二十七條 慶弔規定はそのつど役員会において決定する。

第八章 雑則 第二十八條 本会運営に必要な事項は役員会の決議を持って別に定めることが出来る。

第九章 附則 第二十九條 本会則は昭和四十三年四月一日から実施する。

二、本会則は平成十年四月一日改訂。